# ★福島市医療的ケア児在宅レスパイト事業★

日常的に医療的ケアが必要な児童の家族に代わり、訪問看護事業者の看護師等が児童の介護や見守りを行い、家族の休息時間の確保と介護負担の軽減を図ります。

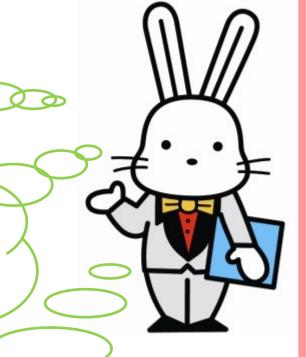
### サービス内容

市と委託契約を結んだ訪問看護事業者 の看護師等が、医療的ケア児の自宅を 訪問し、介護や見守りを行います。 利用者の自己負担はありません。

### 利用可能時間

医療的ケア児1人につき、年間(年度単位) 48時間まで。

- ※健康保険法(医療保険)の適用を超えて 行う訪問看護に要する時間が対象です。
- ※1回あたりの利用時間は1時間以上4時間 以内となります。
- ※年度途中からの申請の場合、 年度内の残月数×4時間を上限とします。



## 対象者

利用対象者は医療的ケア児の家族です。

- ※「医療的ケア児」とは、以下の要件全てに該当する児童です。
- (1)福島市内に住所を有し、かつ居住の実態があること。
- (2)0歳から18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にあること。
- 3)在宅で家族等の介護を受けて生活していること。
- 4 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- ⑤訪問看護により医療的ケアを受けていること。

#### ご利用の流れ

①現在利用している訪問看護事業者が、福島市と委託 契約を締結しているかを確認

事業者の確認

②申請書(市HPより ダウンロート)と必要書 類を利用する訪問 看護事業者へ提出

利用者 ⇒ 事業者

③事業者が市へ申請書提出

事業者 ⇒ 市

④市から利用 者へ決定通知 書を送付

市 ⇒ 利用者

⑤決定通知書を受 領したら、訪問看 護事業者と利用契 約を締結

利用開始

【お問い合わせ】

〒960-8061 福島市五老内町3番1号

福島市 障がい福祉課 自立支援係

TEL: 024-525-3746 FAX: 024-533-5263

詳細や申請書の



